

〈抜粋〉

2019年 7月 31日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京都中央区新川1-23-4
[redacted] パーサイドビル2階
日本基幹産業労働組合連合会東京都本部
[redacted] 委員長 門脇 [redacted]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都鉄鋼業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
東京都において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (0人)
 - (2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (37人)
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (0人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都 鉄鋼業



3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

東京都鉄鋼業において、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上について、最低賃金に関する労働協約が締結されていることから、同労働協約をもって法定最低賃金の改正(引き上げ)決定を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数	3,660人
東京都鉄鋼業の適用労働者数	6,218人
=概ね3分の1以上	

なお、労働協約上の最も低い最低賃金は以下のとおりである。

- ・月額 158,400円
- ・時間額 1,011円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 985円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2019年度鉄鋼業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2019年度鉄鋼業 申出書 労働協約の基礎データ